

50万円を上限に改修費用の10%を支給します

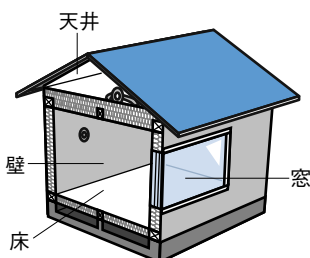
## 住宅の改修費用を補助

補助対象  
の工事下記の省エネルギー化や  
バリアフリー化の改修

## 省エネルギー

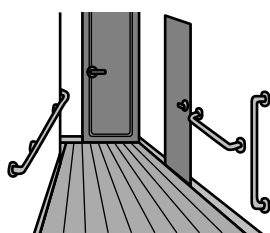
現行の省エネルギー基準に適合する

- ① 居室すべての窓の断熱工事(必須)
- ② ①と併せて行う床や天井、壁の断熱工事



## バリアフリー

- ・廊下、通路などの拡幅
- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑りにくい床材料への取り換えなど



いずれも工事費が30万円以上で、建設業の許可を受け、市内に主たる営業所がある業者が行う場合に限りです。

## 対象者

市内に住宅(新築を除く)を所有し、  
居住している方

バリアフリー改修の補助金の申請をする方は、さらに次のいずれかの要件に当てはまる必要があります。

- ① 55歳以上の方
- ② 要介護か要支援の認定を受けている方
- ③ 障がいのある方
- ④ ①～③の方と同居している方

## 補助金額

「市が定めた工事費用」と  
「実際に掛かった費用」を比較し、  
金額の少ない方の10%  
(最大50万円まで)を補助

例えば

バリアフリー改修で、自宅の「手すり設置」「階段のこぎ配緩和」「段差解消」を行う場合

市が定めた 上記3つの工事費用 計450万円*	>	実際に掛かった 費用 計380万円*
-------------------------------	---	--------------------------

両者を比較して金額の少ない380万円の10%  
38万円を補助

\*費用は一例です。家屋の状況や、改修箇所などにより大きく変わります

住宅の断熱化を行う省エネルギー改修や、手すりの取り付け、段差解消などを行うバリアフリー改修の費用について補助を行います。

補助額は工事費用の10%で五十万円まで。市内の施工業者が行う総額三十万円以上の工事に支給します。

申請期間は七月一日(木)～十四日(水)です。区役所などで配布中のパンフレットで必要書類などを確認の上、手続きを行ってください。

なお、改修した住宅の工事証明書などの取得により、減税などの対象になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【詳細】住宅課 ☎(211) 2807

## 申請と補助までの概要

申請期間

7月1日(木)～14日(水)

STEP 1

区役所、市役所7階住宅課などで配布中のパンフレットをご覧の上、工事業者に見積もりなどの必要書類を依頼

STEP 2

必要書類を7月1日(木)～14日(水)までに市役所へ持参

STEP 3

市で抽選の後、書類審査を行い、7月末に交付決定の通知を送付

STEP 4

業者と工事の契約を行ってもらい、工事完了後に市が補助金を交付

期間中の申請額が予算に達しない場合は、10月29日(金)まで随時申請を受け付け。予算額に達し次第終了します。

Check

そのほかの補助制度もあります

太陽光発電などの新エネルギー・省エネルギー機器の購入費補助制度や、費用還元などの特典がある住宅エコポイント制度が利用できる場合があります。要件がありますので、詳しくはお問い合わせを。